

令和7年度第1回 士別市地域公共交通活性化協議会 議案

日時：令和7(2025)年5月16日 午前10時から

場所：士別市議会議場

1. 開 会

2. 挨拶

3. 委員紹介

令和7年度委員名簿【資料1】

4. 協議会の概要【資料2】

5. 役員の指名

6. 報告事項

(1) 令和6年度事業報告および決算報告について【資料3,4】

(2) 令和6年度会計監査報告について【資料5】

7. 協議事項

(1) 令和7年度事業計画（案）および予算（案）について【資料6,7】

(2) 地域公共交通計画の策定について【資料8】

(3) 協議運賃改定に伴う幹事会の設置について【資料9】

8. その他

9. 閉 会

士別市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

資料 1

会 長 士別市副市長 法邑 和浩

副会長

監査員

監査員

任 期 令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日まで

所属	役職	氏名	選出区分	新任
士別市中央地区自治会連絡協議会	会長	石川 公隆	住民又は利用者の代表	○
士別市上士別地区自治会連絡協議会	会長	斉藤 隆之	住民又は利用者の代表	○
士別市多寄地区自治会連絡協議会	会長	酒田 賢一	住民又は利用者の代表	
士別市温根別地区自治会連絡協議会	会長	仁村 哲男	住民又は利用者の代表	○
士別市朝日地区自治会連絡協議会	会長	大岡 正喜	住民又は利用者の代表	
社会福祉法人士別市社会福祉協議会	事務局長	鴻野 弘志	住民又は利用者の代表	
士別商工会議所	事務局長	高橋 意治	住民又は利用者の代表	
士別市PTA連合会	広報委員長	水田 睦	住民又は利用者の代表	○
北海道士別翔雲高等学校	教頭	増山 淳一	住民又は利用者の代表	○
道北バス株式会社	営業部次長	岡田 倫和	一般乗合旅客自動車運送業者	
士別軌道株式会社	経営管理部長	大内 紀幸	一般乗合旅客自動車運送業者	
上川北部ハイヤー協会士別支部	支部長	佐藤 元信	一般乗用旅客自動車運送業者	
北海道旅客鉄道株式会社士別駅	駅長	藤田 和貴	鉄道事業者	
士別ハイヤー労働組合	執行委員長	大久保 勝也	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体	○
北海道運輸局旭川運輸支局	主席運輸企画専門官	中野渡 剛志	国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局長が指名する者	○
北海道上川総合振興局地域創生部地域政策課	課長	天崎 崇行	北海道上川総合振興局長が指名する者	
北海道開発局旭川開発建設部士別道路事務所	所長	武田 祐輔	北海道開発局旭川開発建設部士別道路事務所長が指名する者	
北海道上川総合振興局旭川建設管理部士別出張所	所長	辻本 博樹	北海道旭川建設管理部士別出張所長が指名する者	○
北海道旭川方面士別警察署	地域・交通課長	小川 一憲	北海道旭川方面士別警察署長が指名する者	○
士別市	副市長	法邑 和浩	士別市長が指名する者	

士別市地域公共交通活性化協議会の概要

本協議会は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及び「道路運送法」の規定に基づき、多様な関係者が地域の実情に応じた地域公共交通の実現に関する事項を協議する協議会です。

士別市地域公共交通活性化協議会

<協議する主な内容>

- ・地域公共交通計画の作成、変更、関連する事業の実施について
- ・地域の実情に応じた地域公共交通のあり方について
- ・市内の公共交通（バス・タクシー・JRなど）の運行について

幹事会

路線バスの運賃改定など、協議会の中で関係者を限定して議論する必要がある場合は、幹事会を設置して協議します。

次世代モビリティ推進会議

協議会の専門機関としての位置付けで、学識経験者と連携し地域交通の高度化を図るため調査・研究を行い、将来の交通体系のあり方についての指針を協議する会議です。

<委員>

- ・北海道大学大学院工学研究院 教授 岸 邦宏（学識経験者・議長）
- ・国土交通省北海道運輸局
- ・国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局
- ・北海道
- ・北海道上川総合振興局
- ・士別軌道株式会社
- ・上川北部ハイヤー協会士別支部
- ・まちづくり士別株式会社

令和 6 年度 士別市地域公共交通活性化協議会 事業報告

1. 公共交通利用促進

①さほっちタクシー事業

●内容

観光施設への乗合タクシー事業として「道の駅～士別駅～士別 inn 翠月～羊と雲の丘」を結ぶ運行、及び区間内を1日中乗り放題として利用できる「1日周遊パスポート」を実施した。

●実施期間

令和 6(2024)年 4 月 1 日～令和 7(2025)年 3 月 31 日

●乗車実績

令和6年度

	乗車人数 (人)		
	往路乗車数	復路乗車数	乗車数合計
4月	0	0	0
5月	3	4	7
6月	3	3	6
7月	7	5	12
8月	17	21	38
9月	12	8	20
10月	19	19	38
11月	3	1	4
12月	6	7	13
1月	3	3	6
2月	6	5	11
3月	6	5	11
合計	85	81	166
平均	7.1	6.8	13.8

令和5年度

	乗車人数 (人)		
	往路乗車数	復路乗車数	乗車数合計
4月	0	1	1
5月	5	6	11
6月	9	12	21
7月	15	19	34
8月	27	27	54
9月	21	26	47
10月	5	5	10
11月	13	13	26
12月	1	1	2
1月	0	0	0
2月	10	10	20
3月	3	3	6
合計	109	123	232
平均	9.1	10.3	19.3

- ・本事業については、本市の観光拠点施設への公共交通利用促進及び利用状況調査のため実施をしてきたところであるが、事業開始から一定期間が経過していることから、令和 6 年度に事業のあり方の見直しを行った。

その結果、安価な金額でタクシー利用できるため一定程度の利用は認められるものの、乗合人数が増加しておらず効率的な運用となっていないこと、観光の需要の促進や公共交通の利用促進に大きな効果が見込めないことから、令和 6 年度をもって本事業を終了することとした。

2. 次世代モビリティ推進会議

①習い事応援タクシー実証実験

●内容

共働き世帯の増加による「習い事の送迎」にかかる負担軽減策としての効果を検証するため、タクシーによる送迎事業を実施した。

●運行期間

令和6(2024)年4月1日～令和7(2025)年3月31日

●利用料金

・1乗車当たりの利用

市街地：300円 上士別・多寄・温根別・朝日地区：1,000円

・きょうだい割引（乗降場所が一致し、同時に乗車する場合に限る）

第2子目：半額 第3子目以降：無料

・士別市スポーツ協会の支援により、スポーツに関する習い事につき下記のとおり支援

市街地から市街地の移動：送迎1回につき100円割引

郊外地域から市街地の移動：送迎1回につき500円割引

郊外地域から郊外地域の移動：送迎1回につき500円割引

●利用実績

・延べ登録児童数：88名

・延べ運行回数：828回

・延べ利用人数：1,344人

（市街地913人、上士別147人、多寄20人、温根別197人、朝日67人）

・スポーツ割延べ利用人数：964人

・平均乗車人数：1.62人

3. 協議会報告・審議事項

①路線バス「朝日線」について

バス事業所の経営状況や朝日線の利用状況から、減便、最終便のデマンド化、日曜日・祝日の運行休止を行うこととなった。

②路線バス「翔雲高校線」のデマンド（予約）運行について

JRを利用して登校する学生が利用しているが、空車での運行となることが多く、バス運行に関する経費削減等の観点からデマンド（予約）運行を行うこととなった。

資料 4

令和6年度 士別市地域公共交通活性化協議会 決算書

◎ 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増減	備考
市負担金	1,125,000	1,125,000	0	協議会運営費：75,000円 事業費：400,000円 次世代モビリティ推進会議：650,000円
繰越金	137,175	137,175	0	
借入金	0	3,550,000	3,550,000	士別市からの借入金 習い事応援タクシー事業精算のため
雑収入	3,550,825	3,550,251	▲ 574	預金利息：251円 習い事応援タクシー国補助金：3,550,000円
合計	4,813,000	8,362,426	3,549,426	

◎ 支出の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増減	備考
協議会運営費	75,000	46,339	▲ 28,661	
報酬	45,000	27,044	▲ 17,956	協議会委員報酬
費用弁償	10,000	7,525	▲ 2,475	協議会委員費用弁償
事務費	20,000	11,770	▲ 8,230	振込手数料
網形成計画に基づく事業費	538,000	200,512	▲ 337,488	
さほっちタクシー事業	150,000	112,520	▲ 37,480	運行負担額
公共交通利用検証事業	100,000	87,992	▲ 12,008	JR士別駅乗降調査
公共交通利用促進事業	288,000	0	▲ 288,000	
次世代モビリティ推進会議	4,200,000	4,437,197	237,197	議長への謝礼等：59,530円 習い事応援タクシー事業：4,377,667円
租税公課	0	2,000	2,000	借入金契約書に関する収入印紙代
借入金返済	0	3,550,000	3,550,000	士別市からの借入金返済 無利子による全額返済
合計	4,813,000	8,236,048	3,423,048	

収入決算額：8,362,426円 － 支出決算額：8,236,048円 ＝ 126,378円（次年度繰越）

監査報告書

士別市地域公共交通活性化協議会規約第9条第2項の規定により、令和6年度会計監査を令和7(2025)年4月24日に行い、関係証拠書類等について照合した結果、その取扱いは適正であり、出納並びに現金の保管についても適正であることを認める。

令和7(2025)年5月16日

士別市地域公共交通活性化協議会

監査員 鴻野 弘志



監査員 高橋 意治



令和 7 年度 士別市地域公共交通活性化協議会 事業計画（案）

1. 地域公共交通計画の策定協議

- ・本市の公共交通の指針である「士別市地域公共交通網形成計画」【別冊資料】について、計画期間が令和 7 年度末をもって終了することから、令和 8 年度から「士別市地域公共交通計画」として新たに策定するための協議を行う。

2. 公共交通利用促進事業

- ・公共交通を維持していくためには利用者を増加させていくことが必要であることから、利用促進事業について検討し、必要に応じ実施する。

3. 次世代モビリティ推進会議

- ・地域交通資源の高度化を図るため、有識者を交え調査・研究を行い、将来における士別市の交通体系のあり方について指針を定める議論を行う。
- ・バス路線「わくわく買い物線」について現在冬期間運行しているが、利便性の向上・効率化を図るため、通年運行している「外回り循環線」の活用など、運行形態や方法について議論する。
- ・小中学生を対象とし、習い事・少年団活動・部活動などの移動手段の確保を目的とした「習い事応援タクシー」、「小中学生バス半額助成事業（市からの移行事業）」を実証事業として行い、タクシーとバスの連携を図りながら、今後市の教育事業として展開できるかの検証を行う。

なお、両事業については、令和 7 年度をもって本協議会での実施を終了とする。

運行期間 R7年4月1日(火)～R8年3月31日(火)

予算の都合により、早期終了する可能性があります

習い事応援タクシー

士別市内で習い事(少年団含む)をする士別市在住すべての小中学生対象

※小中学生のきょうだいと同乗できる場合未就学児も可

利用登録

利用登録期間

随時受付中!

公式LINEに追加し
必要情報を送信して
ください

※昨年度登録されている場合
も再度登録が必要です

運行区間

士別市小中学校
児童館、自宅(※)



習い事施設

※6時間授業で16時開始の習い事は学
校・児童館迎えのみ(自宅迎え不可)

運行時間

曜日

運行時間

16:00～19:30
に開始する習い事

運行時間

運行期間中の平日

※日・祝日は運行しませんの
でご注意ください

利用料金

	市街地	その他郊外地域
1回あたり 乗車時現金払い	400円	1,300円

(/人)

割引

きょうだい割	乗車時刻・乗降地点が一致し、同時に乗車するきょうだいに限り 第2子目:半額 第3子目以降:無料
スポーツ割 きょうだい割併用可 回数上限50回/人	士別市スポーツ協会支援によりスポーツに関する習い事において ■ 市街地から市街地の移動:送迎1回につき200円割引 ■ 郊外地域から市街地の移動:送迎1回につき800円割引 ■ 郊外地域から郊外地域の移動:送迎1回につき800円割引 ※市街地から郊外地域への移動はお問合せください

登録手順

1

公式LINE
追加

士別ハイヤーの公式LINEを追加し、メッセージ
欄から利用者情報を送信してください

公式LINE



2

予約アプリ
インストール

利用者登録完了後、公式LINEより予約アプリのご案内
を致しますのでインストールをお願いします



公式LINE登録・利用者名送信後は担当者と直接やり取りすることが可能です。
不明点は公式LINEメッセージからお問い合わせください。

※公式LINE対応時間 平日16:00～19:30

習い事応援タクシーは乗合タクシーの為、ご希望に添えない場合もございます。

R7年度より

あさひサンライズホール割

はじまります！

ふげいしや

舞藝舎

サンライズホールを管理する一般社団法人

サンライズホールに通う子どもたち（※）を支援します！

※文化系の習い事が対象です

- ◆朝日町からサンライズホールの移動：送迎1回につき **200**円割引（通常400円のところ200円/人）
- ◆土別市街地からサンライズホールの移動：送迎1回につき **800**円割引（通常1,300円のところ500円/人）
- ◆その他郊外地域からサンライズホールの移動：送迎1回につき **800**円割引（通常1,300円のところ500円/人）

資料 7

令和7年度 士別市地域公共交通活性化協議会 予算書 (案)

◎ 収入の部

(単位：円)

項目	R6予算額	R7予算額	増減	備考
市負担金	1,125,000	1,430,000	305,000	協議会運営費：130,000円 協議会事業費：50,000円 次世代モビリティ推進会議：1,250,000円
繰越金	137,175	126,378	▲ 10,797	
諸収入	3,550,825	622	▲ 3,550,203	預金利息等
合計	4,813,000	1,557,000	▲ 3,256,000	

◎ 支出の部

(単位：円)

項目	R6予算額	R7予算額	増減	備考
協議会運営費	75,000	130,000	55,000	
報酬	45,000	100,000	55,000	協議会委員報酬
費用弁償	10,000	20,000	10,000	協議会委員費用弁償
事務費	20,000	10,000	▲ 10,000	振込手数料等
協議会事業費	538,000	177,000	▲ 361,000	
さほっちタクシー事業	150,000	7,960	▲ 142,040	事業廃止 R7.3月分の支払いのみ発生
公共交通利用検証事業	100,000	0	▲ 100,000	各種検証については市予算で計上
公共交通利用促進事業	288,000	169,040	▲ 118,960	
次世代モビリティ推進会議	4,200,000	1,250,000	▲ 2,950,000	議長謝礼：150,000円 習い事応援タクシー事業：1,000,000円 小中学生バス半額助成事業：100,000円
合計	4,813,000	1,557,000	▲ 3,256,000	

士別市地域公共交通計画 策定方針

1. 計画策定の趣旨

本市においては、路線バス、タクシー、鉄道などの公共交通機関が市民の生活交通を支えており、特に子どもや高齢者など自家用車が利用できない方にとっては、通学・通院・買い物といった日常生活において、欠かせない移動手段となっています。

しかしながら、近年は人口減少の影響により公共交通の利用者が減少しており、交通事業所の経営努力はもとより、市による財政支援も行っているものの、このままでは地域公共交通を維持することが困難な状況にあります。

こうした状況を踏まえ、本計画の策定にあたっては、市民の生活交通を今後も維持していくことを前提に、交通事業所の運転手不足や経営状況を考慮しつつ、公共交通の利用実績に基づく路線バスの最適化・集約化（ダウンサイジング）、各地域の実情に応じた多様な交通モードの導入などの方針を定め、市の公共交通施策に反映していくこととします。

2. 計画の位置づけ

本計画は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法」という）」第5条第1項に基づく「地域公共交通計画」として位置づけます。

また、「士別市まちづくり総合計画」を上位計画として整合性を図るとともに、「士別市都市計画マスタープラン」や「士別市立地適正化計画」などの関連計画とも連携しながら、本市の公共交通に関する指針として位置づけます。

3. 策定体制

①士別市地域公共交通活性化協議会での協議

法に基づき設置する協議会において協議を行い、本計画策定に関する合意形成を図ります。

②市役所における策定体制

総務部企画課を担当部署とし、公共交通に関わる関係部署との連携を図りつつ、本計画を策定します。

③公共交通の現状分析

乗降調査や乗車実績などから現状を分析し、最適な交通モードや運行形態の方針を定めます。

④市民意見の反映

アンケートやパブリックコメントなどにより市民意見を集約し、本計画に反映します。

4. 計画期間

上位計画である「第2次士別市まちづくり総合計画」との整合や連携を図るため、総合計画と同様に令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間を計画期間とします。

士別市地域公共交通活性化協議会 幹事会の設置について

＜幹事会設置の趣旨＞

- ・士別軌道株式会社が運行する路線バスについて、近年の物価高騰や乗客数の減少により経営が悪化しており、運行を維持することが困難となっていることから、令和7(2025)年10月1日から路線バスの運賃の引上げを予定している。
- ・運賃については全線協議運賃として設定することから、道路運送法（以下「法」という）第9条第4項に基づく協議会を設置し協議を整える必要があるため、本協議会規則第11条に基づく幹事会を協議会として設置する。

＜幹事会の名称＞

「士別市地域公共交通運賃協議会」とする。

＜幹事会の委員＞

法第9条第4項に基づき、委員を下記のとおりとする。

区分	委員
法第9条第4項第1号 当該路線等をその区域に含む市町村	士別市から選出
法第9条第4項第2号 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	士別軌道株式会社から選出
法第9条第4項第3号 当該路線等を管轄する地方運輸局長	北海道運輸局旭川運輸支局から選出
法第9条第4項第4号 第一号に規定する市町村の長が関係住民の意見を代表する者として指名する者	各地区自治会連絡協議会から1名ずつ選出

＜幹事会の運営＞

- ・幹事会に会長をおき、会長は士別市から選出した構成員とする。
- ・幹事会は会長が招集し、会議の議長とする。
- ・その他決議の方法等の運営については、協議会規約に準ずる。

＜今後のスケジュール＞

- ・令和7年6～7月
法第9条第5項に基づき、住民・利用者等の意見を反映させるための方策を士別市として検討し、実施する。
- ・令和7年8月
士別市地域公共交通運賃協議会を開催し、運賃決定の協議を整える。
- ・令和7年10月1日
運賃改定を実施する。

【共創モデル実証運行】第 1514 号

令和 7 年 5 月 12 日

士別市習い事応援タクシー
実装プラットフォーム 御中

東京都港区新橋 1-1-1 日比谷フォートタワー
株式会社東急エージェンシー
代表取締役 社長執行役員 高坂 俊之

令和 7 年度 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト
(令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開
プロジェクト))
採択通知書 (共創モデル実証運行事業)

【共創モデル実証運行】第 1514 号で応募のあった令和 7 年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト (令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト)) については、交付規程第 6 条により、下記のとおり採択することを決定したので、通知する。

なお、交付規程第 6 条第 2 項の規定に基づき、国土交通省において、補助対象経費、交付上限額及び
附帯条件が、下記のとおり定められているので、あわせて通知する。

なお、公募要領に記載のとおり、本通知のみでは、補助金の交付を受けることはできず、補助金交付
申請を行い、交付決定を受けてから事業開始する必要がある。

記

1. 整理番号
1514
2. 事業名
士別市習い事応援タクシー実証実験
3. 共創プラットフォームの名称
士別市習い事応援タクシー実装プラットフォーム

4. 事業実施地域

北海道士別市

5. 補助対象経費・交付上限額

補助対象経費 : 5,000,000 円

交付上限額 : 5,000,000 円

※交付上限額については、交付額の上限を示すものであり、この通知をもって交付額が確定するものではない。

※交付額については、交付申請の内容等を踏まえ、減額や補助対象外とする場合がある。

6. 附帯条件

- ・上記金額の範囲内において、事業の見直し等により応募時に提出した補助金申請見込額から大幅な見直しを行う際には、あらかじめ事務局へ相談すること。
- ・応募時に記載した事業内容の大幅な変更は原則として認められないが、やむを得ない理由により変更する場合は必ずあらかじめ事務局の確認をとること。
- ・事業内容の変更等に伴い事業費が減額となる場合には、判明した時点で速やかに事務局へ相談のうえ交付決定変更申請を行うこと。
- ・既存事業者など地域の関係者との協議を調えたうえで、事業を実施すること。
- ・本補助金により取得した財産等については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- ・事業内容が補助事業の趣旨に沿って実施されるよう、国土交通省及び事務局が事業内容の確認や修正を求めることがあるので、それに従うこと。これらの求めに応じない場合は、交付決定を取り消す場合がある。
- ・国土交通省及び事務局が本事業の取組内容及びその結果について情報提供やヒアリングの実施を求めた場合には、全面的に協力すること。なお、過去に同種の事業を実施している場合は、その成果や実績等についても、国土交通省及び事務局からの求めに応じ回答すること。これらの求めに応じない場合は、交付決定を取り消す場合がある。

※提供された情報については、個人情報及び知的財産権に係る内容を除いて公表することがある。

7. 事業実施に当たっての留意事項

- ・本事業の交付規程及び交付申請の手引き・補助事業実施の手引き等に従い、交付申請書・状況報告書・事業完了実績報告書等の必要書類を期日までに提出すること。
- ・補助金交付決定前に契約等を行っていた事業は、補助対象外となる。

8. 採択事業の公表予定

- ・本事業の採択結果については、国土交通省において令和7年5月15日（木）中に公表予定である。また、貴殿において、本事業に採択されたことを対外的に公表するのは、国土交通省の公表時刻以降とすること。

以上